

1. 現状と課題

大野市国保における過去の医療機関への受診率と疾病別の医療費の平均を見ると、いずれも虚血性心疾患や脳血管疾患等の「循環器系の疾患」が最も高い。また令和3年度に実施した分析の結果、各年代・性別共に脂質異常症の傾向が高いことがわかった。こういった「循環器系の疾患」を予防することが、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制には最も効果があると考えられている。

「循環器系の疾患」を予防するには、疾病の早期発見と適切な生活習慣に向けて行動変容を促すことが重要であり、そのためにはまず特定健診と特定保健指導の実施の向上が必要である。そして特定健診の結果から重症化する前に対象者の抽出と、適切な保健指導を行うことが課題となっている。

しかし、当市の令和2年度特定健康診査法定報告の受診率は33.7%であり、第二期特定健康診査等実施計画において設定した受診率目標である60%とは大きく乖離している。

令和4年度は、専門知識を有する委託業者と連携をとりながら、更なる特定健康診査の受診率向上を目指し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施していく。

2. 実施内容

(a) 特定健診未受診者対策

目標：性別・年齢別に分類した対象者へ効果的と思われる受診勧奨を行うことで特定健診受診率向上を目指す。また、未受診者層の分析を行い今後の受診勧奨のアプローチ方法を検討する。

未経験者が受診することで健康状態を市で把握し、特定保健指導等ができるようになる

(1) 対象者

大野市国民健康保険加入の40歳から74歳までの被保険者で、平成28年度から令和3年度の健診受診歴より、一度も特定健診を受診していない健診未経験者および、令和4年4月～10月に加入した新規国民健康保険被保険者。

(2) 実施内容

①性別・年齢別に大野市の疾病を分析し、各年代別の男女に応じた内容の受診勧奨を実施する。実施後の効果を分析し結果報告として年度末に最終報告を行受ける

②他課に協力を依頼し、未受診者層を分析し

- ・住民票を大野においたまま市外にいる可能性のある者
- ・職場健診を受診している可能性がある者
- ・医療機関にも掛かっていない者

に階層分けする。

(3) 実施時期

- ・通知による受診勧奨
11月頃発送
- ・新規国民健康保険加入者への勧奨
10月頃発送

簡易の受診券と勧奨チラシを随時送付し、健診の案内漏れを防ぐ

(4) その他

- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえながら、受診勧奨の時期は状況に応じ委託業者と協議のうえ変更を行う。

(d) 特定健診受診者のフォローアップ（特定健診継続受診者対策）

目標：過去の健診受診歴を分析し、対象者の健康意識を高め本年度だけではなく次年度以降も継続して健診を受診するよう促すような受診勧奨を行う。

(1) 対象者

大野市国保加入の40歳から74歳までの被保険者で、過去5年間の間に特定健診を受診したことがある者。

(2) 実施内容

過去の健診受診歴（健診結果、問診等）を分析し、一人ひとりの健診結果に応じたアドバイスを送付する。

(3) 実施時期

- ・通知による受診勧奨および健康状態についてのアドバイス
8月頃発送

(e) 早期介入保険指導事業

目標：40歳未満の被保険者が、健診を受診することで自身の健康意識を高め40歳以降の健康へのリスクを減らすことができる

(1) 対象者

- ・特定保健指導対象者と同世帯の40歳未満の被保険者。または、40歳未満の健診希望者、保健指導希望者。

(2) 実施内容

- ① 40歳以上の特定保健指導の案内通知に合わせ、同世帯の39歳以下の被保険者へ健診の案内を送付する
- ② 40歳未満の健診希望者へ健診を実施
- ③ 健診の結果や希望に応じ、保健指導や健康相談を実施

(3) 実施時期

- ・健診・保健指導の実施
随時
- ・健診、保健指導の案内
7月、9月、11月、1月

(h) 糖尿病性腎症重症化予防

目標：糖尿病が重症化するリスクの高い、医療機関の未受診者について適切な受診勧奨・保険指導を行い治療に結び付けるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患

者のうち、重症化するリスクの高い者に対して、将来的な腎不全、人工透析への移行を防止する。

(1) 対象者

大野市国民健康保険加入の40歳から74歳までの特定健診受診者で、大野市糖尿病重症化予防プログラムにおける基準に該当し医療機関を受診していない者。

(2) 実施内容

①過去の健診受診歴とレセプトの突合により、上記対象者を抽出し医療機関への受診勧奨通知を送付する。受診勧奨資材は、過去の健診結果から個人に応じたアドバイスを記載したものを使用。その後、医療機関への受診状況を追跡し、必要に応じ保健指導を実施する。

②また対象者へ、専用の講座を実施する。

(3) 実施時期

- ・受診勧奨（通知送付）

翌年1月までに、1回（再勧奨を含め）送付する

- ・保健指導

随時

- ・講座

令和4年12月～令和5年2月（全3回）

(4) その他

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、受診勧奨時期については状況に応じ委託業者と協議のうえ決定する。

(j) 健康相談

目標：被保険者が、心身の健康に関する個別の相談を行うことで、適切な指導や助言を得て健康維持や管理ができるようになる

(1) 対象者：大野市に住民票がある者

(2) 実施内容

①講師による健康な身体づくりのための運動、栄養士や保健師による健康や栄養等の健康相談会を実施。特に集団検診の結果送付時にも開催案内を同封することで、健診結果から不安に思うこと等の健康相談を受け付ける。また希望者には相談時に血圧測定・体脂肪測定等を実施。

②相談日に来れない場合、随時窓口や電話で相談を受け付け

(3) 実施時期

令和4年12月～令和5年2月の第1火曜日（全7回）